



JAS

ノングルテン米粉の製造工程管理

認証のご案内

令和3年6月

(一社)日本農林規格認証アライアンス

JASCERT

1. JASCERT の紹介

一般社団法人日本農林規格認証アライアンス(通称：JASCERT)は、JAS の登録認証機関として、JAS 法に基づく規格(有機食品、養殖産品等)について、事業者の認証を行っています。

このたび、「ノングルテン米粉の製造工程管理」の規格について認証を行う旨届出を行い、2021年6月1日から、認証業務を開始します。

JASCERT の HP をあわせてご参照ください。URL: <http://jascert.or.jp/>

2. ノングルテン米粉製品認証との関係

「ノングルテン米粉の製造工程管理」JAS は、日本米粉協会の「米粉製品のノングルテン (Non-Gluten) 認証」制度をベースに作られた JAS の認証制度です。2つの認証制度の内容について、以下の違いがあります。

認証制度	認証の内容	認証マーク	認証機関
米粉製品のノングルテン (Non-Gluten) 認証	製品認証	製品に「ノングルテン米粉認証マーク」を貼付	一般社団法人 日本環境保健機構 https://nongluten.jp/
ノングルテン米粉の製造工程管理 JAS	事業者の管理能力 (マネジメント) の認証	広告、HP、名刺等に JAS マークを表示 <u>(注)商品に JAS マークは貼れません。</u>	当会(JASCERT) http://jascert.or.jp/

上記のように、製品に認証マークをつけて商品のアピールをするには、JAS ではなく製品認証を取っていただく必要があります。一方、法律に基づく第三者認証により B to B 等ビジネス上の信頼性をアピールするような目的で、JAS を活用することができます。

事業者様の目的に応じて、①製品認証のみ、②JAS のみ、③製品認証+JAS のダブル認証の選択肢があります。(製品認証の申請は、別途上記の日本環境保健機構様にお問い合わせください。当会では受け付けておりません。上記 HP の URL を参照ください)

2つの基準の内容の違いはほとんどなく、JAS の基準は、「米粉製品のノングルテン (Non-Gluten) 認証」の認証基準に加え、マネジメントシステムの要素(内部監査、マネジメントレビューの実施)が要求に加わったものと考えていただければと思います。

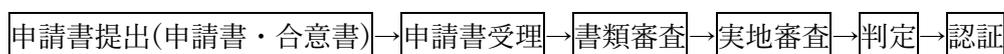
このため、製品認証と JAS の両方を同時に取りたいという場合は、実地の審査を1回でまとめて行うことにより、ダブル認証の場合の費用の軽減をしております。

3. 講習会について

JAS の規格によっては、認証の基準として責任者・担当者に講習会の修了を義務付ける規格がありますが、ノングルテン米粉の製造工程管理 JAS では、責任者に対して講習会の修了は義務付けられていないので、ご自身で規格の内容を理解して、申請をしていただくことが可能です。

尚、任意で講習会は実施いたしております。講習の受講により JAS に関する理解を深めてから申請されれば、よりスムーズな審査が可能と思います。ご希望の方は、JASCERT までメールにてご連絡ください。(メールアドレス：info@jascert.or.jp)

4. 認証の手順と認証までの期間



の流れとなります。

尚、審査は、株式会社 BML フード・サイエンスに委託し、担当します。

実地の審査は、BML フード・サイエンス社の審査員が訪問します。

当会の標準処理時間について、おおむね以下のとおり定めており、認証までは 2 か月程度かかるとお考え下さい。ただし、審査の状況(是正、補正等の有無など)によって、期間が変わることご承知ください。

- 実地審査の実施：申請書受理完了後おおむね 1 か月以内
- 審査結果の報告：実地審査後おおむね 2 週間
- 審査結果の判定：すべての評価が完了した報告書が提出された後おおむね 2 週間

5. 認証の効力、調査の頻度

- 年次調査：ノングルテン米粉の製造工程管理 JAS は、認証の有効期限がありませんが、引き続き基準適合であることを調査するための年次調査をおおむね 1 年に 1 回行います。毎年 1 回訪問調査があるとお考え下さい。
- 臨時調査：途中で認証事項に変更が発生した場合は、変更届を提出いただきますが、その内容が訪問審査を行わないと評価できない場合は、臨時調査を行います(訪問を伴う臨時調査の場合は費用が発生します)。
- 非通知調査：JAS 法では、非通知調査の実施も登録認証機関に求められております。JASCERT では、すべての事業者でなく、ある一定の事業者をリスクに応じて訪問対象とすることとしております。非通知調査については、費用は発生しません。

6. 手数料

- 認証手数料（初回の手数料）
- 調査手数料（2年目以降毎年かかる手数料）
- 臨時調査手数料（臨時に訪問確認が必要な場合の手数料）

について、添付資料を参照ください。

（注）

添付した手数料は JAS に関する手数料であり、製品認証料金は含まれておりません。

但し、ダブル認証の際の実地合同審査の費用については、当方が両方分を一括して請求いたします（製品認証側からの実地合同審査の費用の請求はありません）。

7. お問い合わせ

ノングルテン米粉 JAS の認証基準、申請書、手数料等は、当会の HP で公開していますので、必要に応じダウンロードして使用してください。

ノングルテン米粉 JAS のお問い合わせについては、下記までご連絡ください。

（一社）日本農林規格認証アライアンス

〒143-0023 東京都大田区山王 2-1-8 山王アーバンライフ 1013 号

担当：丸山豊

TEL: (代表)03-6429-9860（携帯）090-5537-5456

FAX: 03-6740-8393

e-mail: (代表) info@jascert.or.jp (個人) maruyama@jascert.or.jp

（資料一覧）

1. 申請書
2. 合意書
3. 手数料